

市第98号議案

横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年 8 月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第29条の 4 の 3 に次の 1 項を加える。

- 2 法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める寄附金は、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 年 月横浜市条例第 号）別表の左欄に掲げる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の行う同条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（同欄に掲げる特定非営利活動法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内に支出されたものに限る。）とする。

第29条の 4 の 4 第 1 項中「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「同条第 3 号」を「同項第 3 号」に、「同条の」を「同項の」に改め、同条第 2 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第 4 項中「又は」を「若しくは」に改め、「控除対象寄附金募集者」という。）の次に「又は前条第 2 項の寄附金を受領する者」を、「当該控除対象寄附金」の次に「（同項の寄

附金を含む。以下この項において同じ。) 」を加える。

第29条の4の5第1号及び第3号中「第29条の4の3」を「第29条の4の3第1項」に改める。

第34条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第21条第1項第1号の者は、法第314条の7第1項（同項第4号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第35条第1項中「第6項又は第7項」を「第7項又は第8項」に改める。

附則第9条の6中「第29条の4の3第1号」を「第29条の4の3第1項第1号」に、「同条の」を「同項の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の4の3第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成24年1月1日以後に支出する同項に掲げる寄附金について適用する。

3 新条例第34条第5項の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(横浜市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 横浜市市税条例の一部を改正する条例 (平成20年12月横浜市条例第53号) の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「第29条の 4 の 3 から第29条の 4 の 5 まで」を「第29条の 4 の 3 第 1 項、第29条の 4 の 4 及び第29条の 4 の 5 」に、「第29条の 4 の 3 各号」を「第29条の 4 の 3 第 1 項各号」に改める。

附則第 4 項中「第29条の 4 の 3 」を「第29条の 4 の 3 第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る寄附金税額控除の適用対象となる寄附金等について定めるため、横浜市市税条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（寄附金税額控除の対象となる条例で定める寄附金）

第29条の4の3（第1項省略）

2. 法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、
地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れ
る特定非営利活動法人等を定める条例（平成 年 月横浜市条例
第 号）別表の左欄に掲げる特定非営利活動法人（特定非営利活
動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非
営利活動法人をいう。以下同じ。）の行う同条第1項に規定する
特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（同欄に掲げる特定
非営利活動法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間
内に支出されたものに限る。）とする。

（控除対象寄附金の指定手続等）

第29条の4の4 前条第1項第1号及び第2号の寄附金を受領する
前条第1号
もの又は同項第3号の金銭の支出先である特定公益信託の受託者
同条第3号
は、当該寄附金又は当該金銭について、同項の規定による控除対
同条の
象寄附金の指定を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載
した申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければ
ならない。

（第1号から第3号まで省略）

2. 前条第1項の規定により指定された控除対象寄附金は、その指
前条
定に係る申請書の提出があった日の属する年の1月1日から、同
項
条の規定により指定された控除対象寄附金とみなす。

(第3項省略)

- 4 控除対象寄附金を受領するもの~~若しくは~~控除対象寄附金の支出又は先である特定公益信託の受託者(以下「控除対象寄附金募集者」という。)~~又は前条第2項の寄附金を受領する者は、毎年3月15日までに、前年中に寄附を受けた当該控除対象寄附金(同項の寄附金を含む。以下この項において同じ。)~~について、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(第1号から第4号まで及び第5項省略)

(控除対象寄附金の指定の取消し)

第29条の4の5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該控除対象寄附金の指定を取り消すものとする。

- (1) 控除対象寄附金が~~第29条の4の3第1項~~に規定する指定の要件に該当しなくなったとき。

(第2号省略)

- (3) 控除対象寄附金募集者が偽りその他不正の手段により~~第29条第29条の4の3第1項~~の規定による控除対象寄附金の指定を受けたとき。

(市民税の申告義務等)

第34条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 第21条第1項第1号の者は、法第314条の7第1項(同項第4号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

$\frac{6}{5}$ (本文省略)

7/6 (本文省略)

8/7 (本文省略)

(個人の市民税に関する不申告の過料)

第35条 市長は、市民税の納税義務者が第34条第1項、第2項、第7項又は第8項
6項又は第7項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由が
なくて提出しなかった場合は、その者に対し、100,000円以下の過
料を科する。

(第2項省略)

附 則

(旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の特例)

第9条の6 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23
年法律第70号)附則第10条第6項の規定によりみなして適用する
場合における旧認定特定非営利活動法人(同条第4項に規定する
旧認定特定非営利活動法人をいう。)に対する同法附則第9条の
規定による改正後の租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定
する特定非営利活動に関する寄附金については、第29条の4の3
第29条の4の3
第1項第1号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなし
て、同項の規定を適用する。
同条の

横浜市市税条例の一部を改正する条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

附 則

(第1項及び第2項省略)

(経過措置)

3 新条例 第29条の4の3第1項、第29条の4の4及び第29条の4
第29条の4の3から第29条の4の5まで

の5の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第29条の4の3第1項各号
第29条の4の3各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

- 4 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての新条例第29条の4の3第1項
第29条の4の3の規定の適用については、同項中「関する寄附金」とあるのは、「関する寄附金及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定により改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

（第5項省略）